

静県薬第244号
令和6年6月27日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡田国一

一般用医薬品の適正販売及び適正使用の徹底について

標題の件について、静岡県健康福祉部長から別添写（令和6年6月24日付け衛薬第963号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp



衛 薬 第 963 号
令和6年6月24日

公益社団法人静岡県薬剤師会長 様
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会静岡県支部長 様
一般社団法人日本保険薬局協会（静岡県担当扱い） 様
静岡県配置医薬品協議会長 様
静岡県置き薬協会長 様

静岡県健康福祉部長

一般用医薬品の適正販売及び適正使用の徹底について

このことについて、一般用医薬品については、「一般用医薬品の適正販売及び適正使用について」（令和5年12月26日付け衛薬第784号静岡県健康福祉部長通知）により適正な販売等をお願いしているところです。

今般、令和6年5月に策定した「令和6年度静岡県薬物乱用対策推進方針」(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/eiseiyakuji/yakuji/1040426/1054378.html>)では、薬局・ドラッグストア等で購入できる、市販薬の過剰摂取（いわゆるオーバードーズ）の広がりも懸念されていることを踏まえて、本県では、医薬品販売者に対する立入検査の際に、濫用につながるおそれのある成分を含有する市販薬の大量購入や盗難を防止する対応が徹底されるよう指導を行うこととした。

つきましては、下記について、貴会会員に周知願います。

記

- ・濫用等のおそれのある医薬品の販売について、上記通知のガイドラインに基づいた販売を徹底してください。
- ・その他、一般的に濫用や依存の可能性がある医薬品（デキストロメトルファンを含有するものなど）についても、ガイドラインを参考とした販売を行うようにしてください。

担当 薬事企画班
電話番号 054-221-2412

濫用等のおそれのある医薬品の取扱い

《平成26年厚生労働省告示第252号》

濫用等のおそれのある医薬品

次の各号に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

エフェドリン

コデイン(鎮咳去痰薬に限る)

ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る)

プロムワレリル尿素

プソイドエフェドリン

メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る)

(※下線部について削除する改正が行われ(令和5年厚生労働省告示第5号)、令和5年4月1日から適用される)

《医薬品医療機器等法施行規則》

(濫用等のおそれのある医薬品の販売等)

第十五条の二 薬局開設者は、薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品のうち、濫用等のおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定するもの(以下「濫用等のおそれのある医薬品」という。)を販売し、又は授与するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
- イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
- ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
- ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
- ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するため必要な事項
- 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

濫用等のおそれのある医薬品の取扱い②

具体的には、以下の事項を確認し、適正と判断した場合に限り販売等すること。

平成26年3月10日付け薬食発0310第1号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」

- ① 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合は、当該者の氏名及び年齢
→購入者が子供(高校生、中学生等)である場合はその氏名や年齢を確認するとともに使用状況を確認すること。
- ② 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
→購入者が同じ医薬品を他店で買っていないか、すでに所持していないか等を確認すること。
- ③ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
→原則一人1包装。複数の購入希望があった場合に理由・使用状況などを確認して、支障ない場合に限り販売等が可能。
- ④ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入・譲受けであることを確認するため必要な事項